

岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付要綱

平成27年 3月11日決裁

改正 平成27年11月24日決裁

改正 令和 3年 3月17日決裁

改正 令和 6年 3月 1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、コールセンター業の立地を促進し、雇用機会の拡大及び市民所得の向上を図るため、事業者に対し、予算の範囲内において交付する岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コールセンター業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げるコールセンター業をいう。
- (2) 事業所 コールセンター業の事業の用に直接供する市内の事業所をいう。
- (3) 事業者 事業所を設置する法人をいう。
- (4) 操業開始 事業所を新たに設置し、コールセンター業の業務を開始すること（合併等による場合を除く。）をいう。
 - ア 操業開始前3年以内に取得した土地
 - イ 操業開始前6月以内に取得した償却資産
 - ウ 操業開始後6月以内に取得した償却資産であって、操業開始前に当該償却資産に係る取得契約（予約を含む。）を締結したもの
 - エ 操業開始の日までに取得した建物
- (6) 市内居住従業員 操業開始に伴い事業所に勤務する者で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 本市の住民基本台帳に記録されている者
 - イ 事業者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定により被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の規定による確認を受けた者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）
- (7) 正社員 操業開始に伴い事業所に勤務する者で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 事業者が直接雇用する者

イ 雇用期間の定めのない者

ウ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でない者

(8) 合併等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第27号から第30号まで及び第467条第1項各号に掲げる行為をいう。

（交付対象事業者）

第3条 奨励金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、就業規則において育児休業及び介護休業に関する制度並びに短時間勤務に関する制度を定め、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 事業所を取得する場合 投下固定資産の取得価格の合計額が5,000万円以上であって、かつ、操業開始の日において市内居住従業員の数が20人以上である者

(2) 事業所を賃借する場合 操業開始の日において、市内居住従業員の数が20人以上である者

（交付対象経費等）

第4条 奨励金の区分、交付対象経費、交付期間、交付金額及び交付限度額は、別表のとおりとする。

（事業所の開設届）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業所の取得契約又は賃貸借契約を締結しようとする日の30日前までに、岐阜市コールセンター事業所開設届（様式第1号。以下「開設届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 定款

(2) 就業規則

(3) 法人の登記事項証明書

(4) 事業計画書

2 市長は、開設届を受け付けたときは、岐阜市コールセンター事業所開設受付通知書（様式第2号）により、当該開設届を提出した者に通知するものとする。

（交付対象事業者の指定申請）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、操業開始後30日以内に、岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付対象事業者指定申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、交付対象事業者の指定を受けるものとする。

(1) 事業所の配置図及び平面図

(2) 直近1期の決算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）

(3) 市内居住従業員の賃金台帳及び雇用契約の事実を証する書類

(4) 直近の市税の納税証明書

(5) 投下固定資産の取得契約書の写し又は経費の算出根拠を証する書類並びに各投下固定資

産の単価、数量、金額及び目的を明らかにした書類

(6) 通信関連経費に係る契約書の写し

(7) 事業所を取得する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 土地の登記事項証明書及び位置図

イ 建物の登記事項証明書、位置図及び配置図

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(8) 事業所を賃借する場合にあっては、当該事業所に係る賃貸借契約書の写し

(9) 同意書（様式第4号）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、前条の交付対象事業者の指定（以下単に「指定」という。）をし、岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付対象事業者指定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 直近1期の決算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）

(2) 市内居住従業員の賃金台帳及び雇用契約の事実を証する書類

(3) 投下固定資産の取得経費に関する書類（初回の申請に限る。）

(4) 通信関連経費に関する書類

(5) 直近の市税の納税証明書

(6) 事業所を賃借する場合にあっては、当該事業所の賃借に係る経費に関する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付の対象となる期間は、操業開始の日以後各1年間とし、操業開始後5年間を上限とする。

3 第1項の規定による奨励金の交付の申請（次項及び次条において「交付申請」という。）は、操業開始の日の属する年度（以下「操業開始年度」という。）の翌年度以後各年度における操業開始の日の属する月（以下「操業開始月」という。）の翌月の初日から末日までの間に行わなければならない。ただし、操業開始月が3月の場合にあっては、操業開始年度の翌々年度以後各年度の4月1日から同月30日までの間とする。

4 交付申請は、当該交付申請をしようとする日において市内居住従業員の数が20人未満であるとき又は市税の滞納があるときは、することができない。

(交付決定)

第9条 市長は、交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

(指定及び交付決定の取消し等)

第10条 市長は、指定若しくは前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定若しくは交付決定を取り消し、又は奨励金の交付を停止することができる。

- (1) 操業開始後10年以内に、事業所の操業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (2) 操業開始後10年以内に、事業所をコールセンター業以外の用途に供したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けようとし、又は奨励金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが不相当と認めたとき。

2 前項に規定する場合において、市長は、指定又は交付決定の取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第11条 操業開始後5年以内に、合併等により指定事業者から奨励金の交付の対象となった事業を承継した者が指定事業者の地位を承継しようとするときは、市長の承認を得るものとする。

2 前項の規定により市長の承認を得ようとする者は、事業の承継後、速やかに岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金指定事業者承継承認申請書（様式第8号）に当該事業を承継した事実を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、承認を適当と認めたときは、岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金指定事業者承継承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金交付手続の特例)

第12条 奨励金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

(岐阜市情報通信関連サービス業誘致促進奨励金交付要綱の廃止)

2 岐阜市情報通信関連サービス業誘致促進奨励金交付要綱（平成16年7月1日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

ア 事業所を取得する場合

区分	交付対象経費	交付期間	交付金額	交付限度額
雇用促進		最長5年	(1) 奨励金の交付申請時において引き続き1年以上雇用されている市内居住従業員のうち、正社員1人につき10万円	5億円 * (1) + (2) + (3) の合計額
設備投資	投下固定資産のうち、事業所に係る土地、建物及び償却資産の取得に要する経費	1年	(2) 交付対象経費の10分の1以内の額	
通信関連経費	電話通信料、回線基本使用料、通信システム維持等の通信に関連する経費	最長5年	(3) 交付対象経費の4分の1以内の額	

イ 事業所を賃借する場合

区分	交付対象経費	交付期間	交付金額	交付限度額
雇用促進		最長5年	(1) 奨励金の交付申請時において引き続き1年以上雇用されている市内居住従業員のうち、正社員1人につき10万円	3億円 * (1) + (2) + (3) + (4) の合計額
設備投資	投下固定資産のうち、事業所に係る償却資産の取得に要する経費	1年	(2) 交付対象経費の4分の1以内の額	
事業所賃借	事業所賃借料（共益費を含む。ただし、敷金、礼金、権利金その他これらに類する経費を除く。）	最長5年	(3) 交付対象経費の4分の1以内の額	
通信関連経費	電話通信料、回線基本使用料、通信システム維持等の通信に関連する経費		(4) 交付対象経費の4分の1以内の額	

備考

- 1 交付対象経費は、消費税及び地方消費税を減じた額とする。
- 2 区分ごとの交付金額を合計して得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。